

平成25年9月30日

平成24年春及び平成24年秋「国と地方の協議」（規制分野）に係る
フォローアップについて

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

平成23年12月22日及び平成24年7月15日にそれぞれ総合特別区域の第1次指定及び第2次指定を行った合計39区域については、昨年春及び昨年秋に「国と地方の協議」を実施してから、1年又は半年を経過したことを踏まえ、協議終了後の規制緩和の対応状況について、関係省庁及び指定地方公共団体に対して調査を行い、その調査結果を取りまとめました。

今後とも引き続き、省庁側に対し、早期の提案実現に向けた調整や働きかけを行ってまいります。

1. フォローアップの調査対象（394件中104件について実施）

次に該当する提案を除いたすべての提案について、調査を行いました。

<調査を実施しない提案（290件）>

下記の理由により、協議が終了した提案

- ・ 現行法令の下でも対応が可能なもの
- ・ 自治体において再検討を行うもの
- ・ 提案が複数省庁にまたがっており、主たる関係省庁の対応に従うもの
- ・ 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの

2. 調査を実施した提案に関する対応状況

調査を実施した提案（104件）について、対応状況は次のとおりです。

分類	件数
ア) 提案者の取組を実現するため、法令等の改正が行われたもの	44
イ) 提案者の取組を実現するため、省庁において法令等の改正を検討中のもの	6
ウ) 検討を終了し、現行法令の下、実現に向けて取り組んでいるもの	9
エ) 取組の実現に向けて、省庁において検討を継続しているもの	22
オ) 自治体において更なる検討を要するもの	23
合計	104

3. 調査結果を踏まえた現在の進捗状況

調査を実施した提案を含めたすべての提案（394件）について、1. 及び2. の結果を踏まえ、対応状況を整理すると、次のとおりです。

分 類	件数
あ) 提案者の取組を実現するため、法令等の改正が行われたもの	44
い) 提案者の取組を実現するため、省庁において法令等の改正を検討中のもの	6
う) 現行法令の下、実現に向けて取り組んでいるもの	182
え) 取組の実現に向けて、省庁において検討を継続しているもの	22
お) 自治体において更なる検討を要するもの	127
か) 合意に至らなかったもの	4
き) その他（提案が複数省庁にまたがっており、主たる関係省庁の対応に従うもの）	9
合 計	394

問合せ先 内閣官房地域活性化統合事務局

内閣府地域活性化推進室

担当：岩崎、山田、室町、塩出、稲葉

〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階

メール sogotoc@cas.go.jp